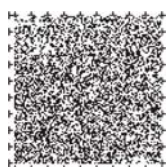


# 復興に向けた取組

## 復興特区制度を活用した取組を支援します

※P57～63の措置は、平成23年12月に成立した東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興推進計画について認定を受けた地方公共団体の指定を受けた法人などが対象です。具体的な適用の有無については、各地方公共団体までお問い合わせください。

※P57～59の3つの措置は、選択適用とします。



# 復興産業集積区域に 新たに立地した新設企業について、 法人税を5年間無税にします

復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定日以後に復興産業集積区域※<sup>1</sup>内に新設され、新たに立地した指定法人※<sup>2</sup>について、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金に算入できます。

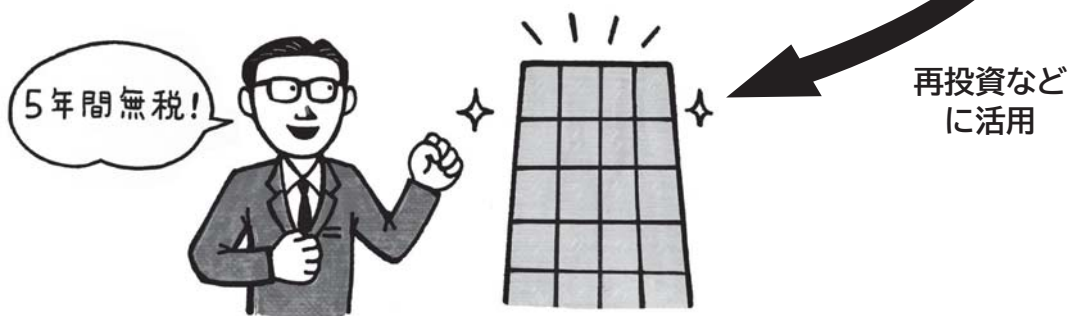
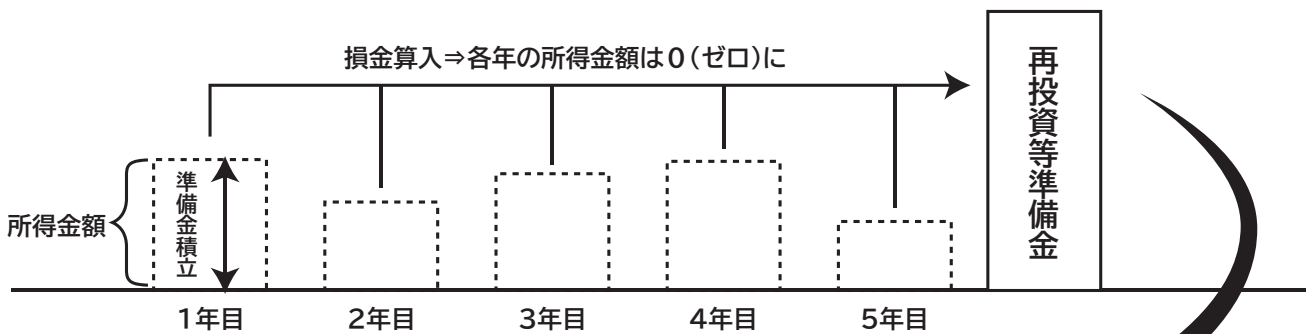
※<sup>1</sup> 復興産業集積区域

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域。なお、福島県については、平成24年3月に成立した福島復興再生特別措置法に基づき、全ての地方公共団体が復興産業集積区域を設置することができます。

※<sup>2</sup> 指定法人

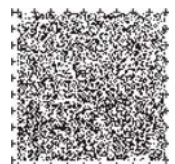
雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

- 機械または建物などに再投資などした場合、積み立てた準備金残高を限度として、特別償却ができます。



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照



# 復興産業集積区域内で事業用設備の取得などをして事業に用いた場合、所得税・法人税について特別償却や税額控除ができます

復興産業集積区域(P57参照)内において、指定事業者\*が事業用設備(機械・装置、建物・構築物)の取得などをして事業に用いた場合、これらの取得価額に一定の率(下の表を参照)をかけた金額を、特別償却または税額控除できます。

- 平成28年3月31日までに取得などをした資産が対象です。
- 税額控除については、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度とします。超過額については4年間の繰越しができます。

※指定事業者

雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業などを行う者として指定を受けた個人または法人

## ■特別償却

取得などの時期 資産などの区分	～平成26年3月31日	平成26年4月1日 ～平成28年3月31日
機械・装置	100%	50%※
建物・構築物	25%	



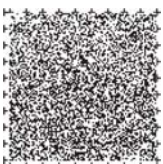
※福島県の復興産業集積区域においては100%

## ■税額控除

取得などの時期 資産などの区分	～平成28年3月31日
機械・装置	15%
建物・構築物	8%

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



国税

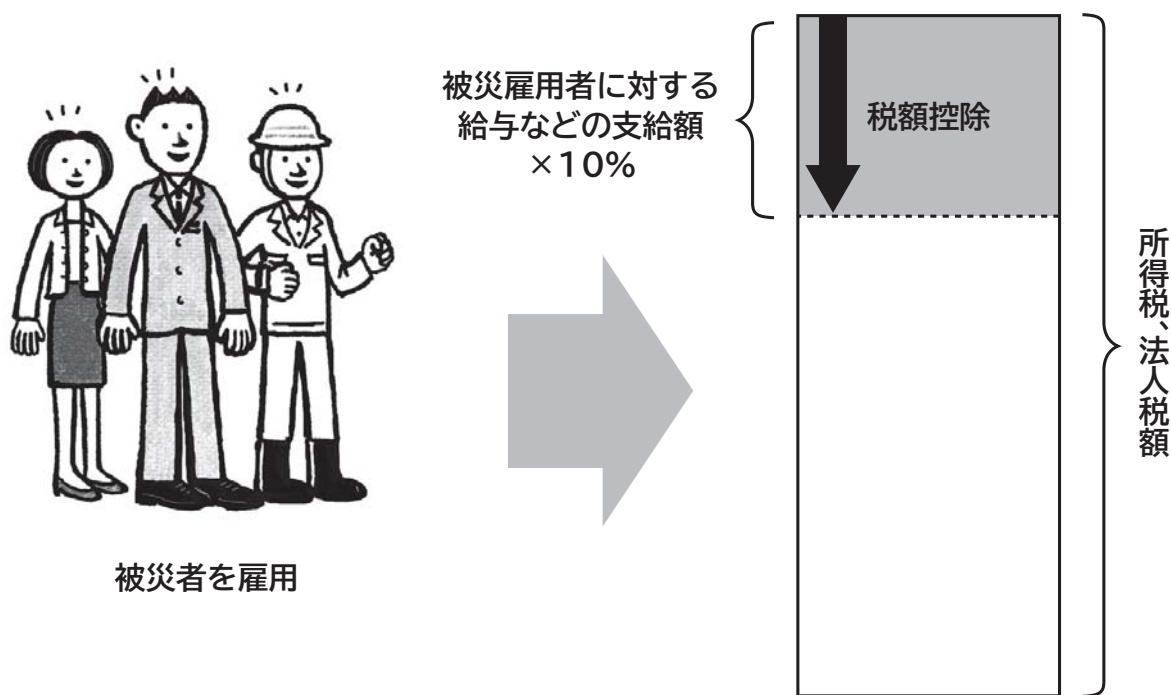
# 復興産業集積区域で被災された方を雇用する場合、給与などの10%を所得税・法人税から控除できます

指定事業者(P58参照)が復興産業集積区域(P57参照)内の事業所で被災者※を雇用する場合、指定を受けた日から5年間、その給与などの支給額の10%を、事業所得に係る所得税額または法人税額の20%を限度として控除できます。

- 平成28年3月31日までに認定地方公共団体の指定を受けた個人または法人が対象です。

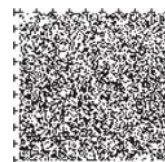
※被災者

- ①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた方、または、
- ②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた方



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



# 復興産業集積区域内で開発研究用の減価償却資産の取得などをした場合、取得価額まで、所得税・法人税について特別償却できます

復興産業集積区域(P57参照)内で指定事業者(P58参照)が取得などをした開発研究用の減価償却資産について、通常の減価償却限度額に加えて、取得価額まで、特別償却(即時償却)ができます。

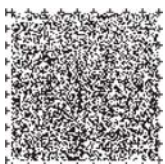
- 平成28年3月31日までに取得などをした資産が対象です。
- 対象となる開発研究用の減価償却資産の減価償却費について、特別試験研究費として取扱い、研究開発税制(12%の税額控除)\*を適用します。

\*現行の研究開発税制は、試験研究費の割合に応じて、8～10%の税額控除となっています。

特別試験研究費(大学などとの共同研究など)については、一律、12%の税額控除が適用されます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



# 復興居住区域内で新築の被災者向け優良賃貸住宅の取得などをして賃貸を行う場合、所得税・法人税について特別償却や税額控除ができます

復興居住地域※<sup>1</sup>において、指定事業者※<sup>2</sup>が新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得などをして賃貸を行った場合、25%の特別償却または8%の税額控除ができます。

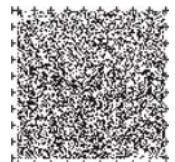
●平成26年3月31日までに取得などをした住宅が対象となります。

※1 復興居住地域:東日本大震災により住宅に大きな被害が生じた地域を有する認定地方公共団体が、復興推進計画において定める居住の安定の確保などの取組を推進すべき区域

※2 指定事業者:住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人または法人

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照

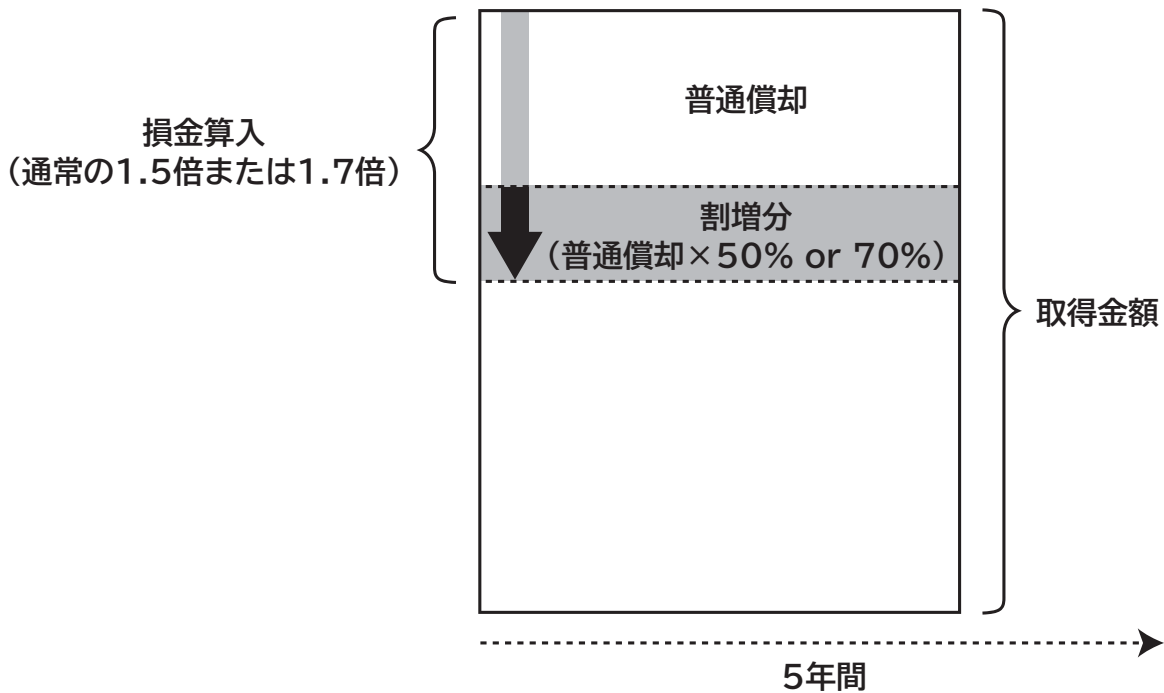


# 特定激甚災害地域で新築の被災者向け優良賃貸住宅の取得などをして賃貸を行う場合、所得税・法人税について割増償却ができます

特定激甚災害地域※内で、新築の被災者向け優良賃貸住宅を取得または新築し、賃貸を行った場合、5年間、割増償却ができます。

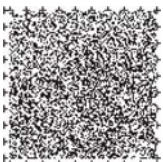
- 平成26年3月31日までに取得などをした住宅が対象となります。
- 普通償却限度額の50%（耐用年数が35年以上であるものは、70%）の割増償却ができます。

※特定激甚災害地域：激甚災害法の激甚災害地域のうち東日本大震災に係る地域



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照







# 復興に向けた取組

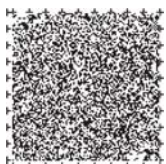
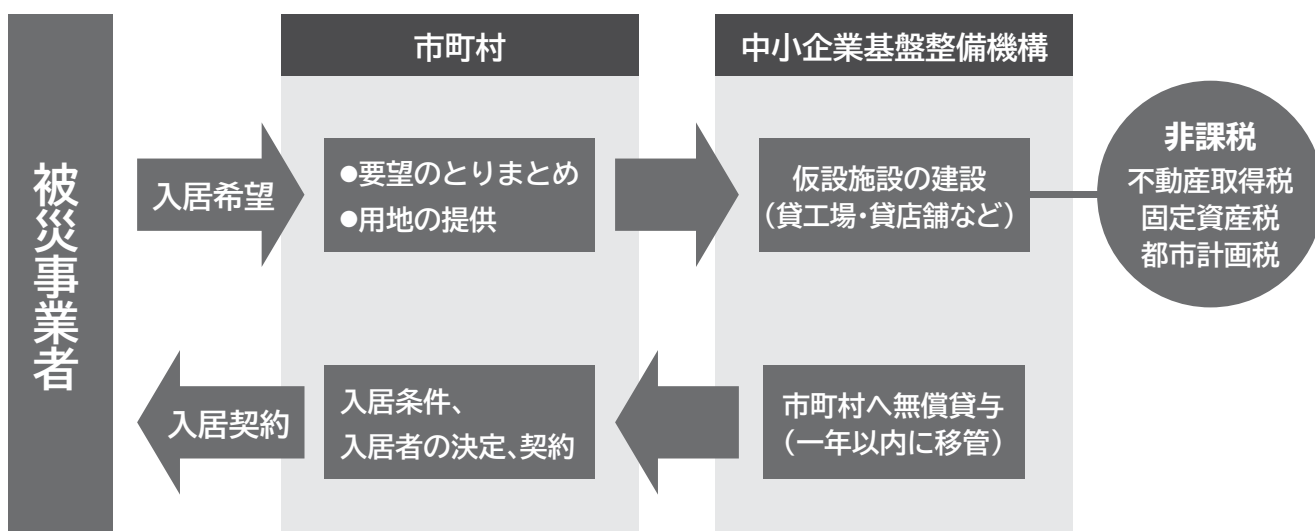
## 復興に向けた取組を支援します

地方税

(独)中小企業基盤整備機構が被災した事業者のための仮設施設を取得した場合、不動産取得税などを非課税にします

(独)中小企業基盤整備機構が、被災した事業者用の工場や事業場にするために仮設施設を取得した場合は、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を非課税にします。これにより、地域を支える中小企業の早期の事業再開を後押しします。

- 平成25年3月31日までに取得する施設が対象です。
- 市町村に対して無償で貸与し、取得後1年以内にその市町村に無償で譲渡する施設が対象です。



# 被災した鉄道施設の復旧のために取得・改良した資産について固定資産税・不動産取得税の特例があります

大震災により滅失、損壊した鉄道施設や車両を所有する鉄道事業者が、被災した施設などに代わる償却資産を取得または改良した場合には、固定資産税の課税標準を、以下の表のとおり引き下げます。

- 平成28年3月31日までに取得する施設が対象です。  
大震災により被災した鉄道事業者が、被災により使えなくなったものに代わる鉄道施設を建設するために土地を取得した場合、不動産取得税を非課税にします。
- 平成29年3月31日までに取得する施設が対象です。

税目	対象資産	対象事業者	代替資産取得時期	特例内容
固定資産税	被災した償却資産に代わるものとして、災害復旧事業費補助を受けて取得、改良した償却資産	JR貨物、三陸鉄道、仙台空港鉄道、八戸臨海鉄道、岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道、鹿島臨海鉄道、ひたちなか海浜鉄道	平成23年3月11日～平成28年3月31日	取得後最初の10年間 課税標準2/3
	特定地方交通線特例の適用を受けていた家屋・償却資産に代わるものとして取得、改良した資産	三陸鉄道、鹿島臨海鉄道	平成23年3月11日～平成28年3月31日	課税標準1/4
不動産取得税	東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設	鉄道事業法に規定する鉄道事業者	～平成29年3月31日	代替鉄道施設に係る路線の距離を勘案した上で、被災鉄道施設の敷地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする

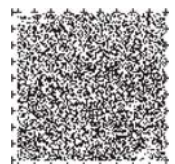
※ 災害復旧事業費補助: 経営状況が厳しい鉄道事業者が災害復旧を行う場合に交付される補助金

※ 特定地方交通線特例: 国鉄分割民営化時に第3セクター化された鉄道を対象とした特例措置(課税標準1/4)

お手続き／お問い合わせ

被災した鉄道施設などの代わりに取得などをした施設が所在する都道府県・市町村

➡ P78～87参照

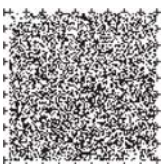


# 復興特区での都市計画事業によって土地や建物が買い取られる場合などには、所得税（住民税）の特別控除などを適用します

復興特区での都市計画事業によって土地や建物が買い取られる場合などには、所得税（住民税）の特別控除などを適用します

制度	対象となる場合	適用される措置
復興特別区域に関する措置	都市計画事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業などにより、土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	地域の課題の解決のための事業を行う株式会社※の株式を取得した場合 ※復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う中小企業者で、一定の要件を満たすものとして地方公共団体の指定を受けたもの (注)平成28年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用	エンジェル税制による寄附金控除 ※所得税のみ適用
「津波防災地域づくりに関する法律」の成立に伴う措置	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画事業、津波防護施設に関する収用適格事業により土地や建物が買い取られる場合	5,000万円の特別控除など

(次ページに続く)



制度	対象となる場合	適用される措置
被災市街地復興土地 地区画整理事業などに関する 土地などの譲渡所得の特例	復興土地地区画整理事業が施行された場合で、個人が所有する土地などについて、換地を定めず、代わりの住宅などを取得した場合	課税の繰り延べ
	減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地地区画整理事業において、公共施設の整備改善に関する事業の用地とするために、地方公共団体、(独)都市再生機構に土地などが買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	第2種市街地再開発事業の施行区域内にある土地などが、地方公共団体や(独)都市再生機構に買い取られる場合	5,000万円の特別控除など
	平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、特定住宅被災市町村の区域内にある土地などが、復旧事業の用地とするために、地方公共団体などに買い取られる場合	2,000万円の特別控除など
	建築などの不許可に伴う買い取りの申し出に基づき、土地などが都道府県知事などに買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	公営住宅などの用地とするための保留地として、土地などが買い取られる場合	1,500万円の特別控除など
	被災市街地復興土地地区画整理事業、または第2種市街地再開発事業に係る土地などが、(独)都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合	軽減税率 (2,000万円以下の部分について10%) を適用する

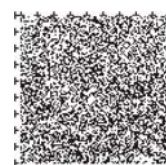
お手続き／お問い合わせ

## 所得税について

お近くの税務署 ➡ P72・73参照

## 住民税について

土地・家屋が所在する市町村 ➡ P78～87参照



# 株式会社 東日本大震災事業者再生支援機構 などから債務の免除を受けた場合、 「期限切れ欠損金」を損金算入できます

**新規**

大震災によって被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構から債務の免除を受けた場合、「期限切れ欠損金」を損金算入できます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照

